

地域づくりを 支援します

地域振興補助金

- ・対象／町内会・地域会
- ・募集期限／4月30日(火)
- ・例／集会所の外壁補修、テーブル、防災備品、発電機など

地域文化振興事業助成金

- ・対象／町内の団体など
- ・補助金額／対象経費の70%以内
- ・対象事業／町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など
- ・対象事業の例／人材育成のために必要な研修会などへの参加・開催、地域間交流などに関する事業
- ・募集期限／4月30日(火)

※事業の実施が未確定な場合は、随時、受け付けますので、ご相談ください。

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）

もう一度確認しよう 犬の飼い方

放し飼いや不十分なつなぎ方、伸縮リードの不適切な使用などにより、飼い犬が脱走し、近隣住民や家畜などに危害を加えたり、犬自身がけがをしたりすることがあります。ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償などの責任が生じます。

ペットを飼う際は責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。

- ・犬が逃げ出さないように、しっかりつなぐか柵に入れましょう。
- ・散歩に行く時はリードを付け、ふんの後始末を確実にしましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

国民健康保険喪失 手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入した時は、国民健康保険の喪失手続きと保険証の返還が必要です。配偶者などの被扶養者となった場合も同様です。保険証を紐づけしたマイナ保険証を利用の方でも必ず喪失の手続きをしなければなりません。

手続きをせず使用した場合、医療費の返還が必要となりますのでご注意ください。

○**手続きに必要な物**／国民健康保険証、新しい健康保険証など
※国民健康保険から社会保険などに切り替わる全ての方の物をお持ちください。

○**問い合わせ**／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）

特設人権相談所 お知らせ

本町では、人権擁護委員による「特設人権相談所」が定期的に開催されています。

離婚などの家庭問題や隣近所のもめごと、虐待、いじめなど「これは人権問題では？」と感じたことがありましたら、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

○**日程**／6月3日(月)、9月2日(月)、12月2日(月)、令和7年2月3日(月)

○**時間**／午後1～3時

○**場所**／社会福祉センター

○**問い合わせ**／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）



子育て支援医療費等 還元事業

この事業は、0歳から22歳までの子どもが病気やけがで通院・入院した時の対象医療費のうち、自己負担分に相当する額を「1円＝1ポイント」として換算し、500ポイントごとに町内で使える「お買い物券」として還元するものです。

・18歳から22歳（誕生日後の年度末）までは、学校教育法で規定する学校（大学や短大、専門学校など）へ通学する方を対象とし、各種学校（予備校や職業訓練校など）へ通学する方は対象になりません。なお、大学生などであることを確認するため、年度の最初の申請時に在学証明書または学生証を提示していただきます。

・ポイント化できる領収書は受診日から2年間です。期限切れにご注意ください。

・事業の詳しい内容については、下記係へ問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

○**問い合わせ**／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

釧路弁護士会 おなやみごと相談

弁護士に直接、日頃の悩みを相談しませんか。

○**日時**／5月7日(火)、午後1時30分～4時30分

○**場所**／役場図書室会議室

○**相談内容**／借金、離婚、相続・遺言、不動産、消費者問題、その他法律問題一般

○**相談料**／無料（予約制。5月2日(木)まで申し込みください。）

○**予約・問い合わせ**／役場総務課庶務係（2階⑬番窓口☎内線211）

個人住民税の申告が必要です

個人住民税は、1月1日に住所のある市町村で課税されます。

本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。所得が確定しないと、所得証明書・課税証明書・非課税証明書など「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。

所得税は確定申告書の提出をしなくてもよい場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合、個人住民税の申告書を提出したものと見なされるため、あらためて提出する必要はありません。

申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記係までご連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合、役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口 ☎内線154）

4月23日が請求期限です

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の支給を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにて案内しますので下記までご連絡ください。

○問い合わせ／北海道保健福祉部 子ども政策企画課内相談支援センター（☎0120-031-711）

心身障がい者一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。令和6年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。相談を希望される方は下記係までご連絡ください。

○対象となる方／

- ・18歳以上で療育手帳の更新時期が近づいている方、または過ぎてしまっている方
- ・18歳以上で療育手帳の交付を希望する方
- ・総合相談所による直接判定が必要な補装具の給付を希望する方
- ・上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方

○相談日程／

- ・第1回…5月28日(火)～30日(木)
- ・第2回…9月10日(火)～11日(水)
- ・第3回…12月3日(火)～4日(水)
- ・第4回…令和7年2月26日(水)～27日(木)

※9月11日(水)は午前中のみとなります。

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎内線132）

労働者生活安定資金新規申込の受付停止

4月1日から、標茶町労働者生活安定資金貸付制度（季節労働者向けも含む）は、新規貸付申込受付を停止します。

同様の貸付制度をお探しの場合は、北海道の「勤労者福祉資金融資制度」がありますので、お近くの取扱金融機関に問い合わせください。

○問い合わせ／役場観光商工課商工労働係（2階⑩窓口 ☎内線251）

確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気が付いた方はいませんか？

税額を多く申告していた時は「更正の請求書」、税額を少なく申告していた時は「修正申告書」を提出して、正しい税額に訂正・修正してください。

また、確定申告書の提出を忘れていた時は、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）

巡回児童相談実施のお知らせ

北海道釧路児童相談所では、来所が困難な児童や保護者のために「巡回児童相談」を行っています。児童の発達、療育手帳の判定など、18歳未満の児童に関する相談をお受けします。

○日程／5月10日(金)、7月10日(水)、9月13日(金)、11月8日(金)、令和7年2月7日(金)

※申し込みの状況により、ご希望の日時に沿えないことや児童相談所へ直接来所して実施していただく場合があります。

※町内の関係機関（認定こども園、保育園、幼稚園、小中学校、子ども発達支援センター）に通っている場合は関係機関を通じて申し込みください。それ以外の場合は下記係まで申し込みください。

○問い合わせ／役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口 ☎内線138）

釧路湿原国立公園連絡協議会からのお知らせ

◎春の足音を聴きに行こう

新しくなった木道を歩きながら、早春の釧路湿原を楽しめます。

○日時／4月7日(日)、午前10時～正午

○定員／15人

○参加費／無料

○場所／鶴居村温根内ビジターセンター周辺

○申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター (☎0154-65-2323)

◎早春の湿原 野鳥観察会

渡り鳥の中継地シラルトロ湖周辺で、講師の解説を聞きながら野鳥観察を楽しみましょう。

○日時／4月20日(土)、午前10時～正午

○定員／15人

○参加費／無料

○場所／シラルトロ湖・蝶の森周辺 (集合はシラルトロ自然情報館駐車場)

○申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター (☎015-487-3003)

広葉樹の森林づくりに参加しませんか

釧路湿原森林ふれあい推進センターでは、シラルトロ湖上流部の雷別地区自然再生事業地で「広葉樹の森林づくり活動(植樹)」などに参加していただけるボランティアを募集しています。

○内容／森林再生(植樹)、自然観察など、年4回活動予定

○定員／25人(先着順)

○募集締切／4月26日(金)

○申し込み・問い合わせ／釧路湿原森林ふれあい推進センター (☎0154-44-0533(平日午後4～5時)、h_kushiro_f@maff.go.jp)

ごみ処理手数料減免制度について

本町では、ごみ処理手数料の減免を行っています。

○対象者／①生活保護を受けている世帯、②町民税が非課税である世帯、③母子世帯、満65歳以上の高齢者世帯または障害者の世帯で、町民税が均等割のみの世帯、④災害、その他の事故により手数料の納付が著しく困難と認められる方

○減免する期間／

・①・②・③の対象者は、6カ月※期間ごとに申請が必要です。

※ごみ証紙(シール)が交付されます。

※交付したごみ証紙をほかの人に譲り渡すことはできません。

・④の世帯は随時

○受付場所・問い合わせ／役場住民課環境衛生係(1階③番窓口 ☎内線127)、各公民館(受け付けのみ)

※世帯が別であっても、同居されている方がいる場合は、居住している方全員が上記の減免の対象にならなければ、減免できません。

カラスの巣を見つけたらほくでんへ

春から初夏にむけてカラスの巣作りが盛んになり、市街地では電柱にも巣が作られます。巣の材料には、ハンガーや針金などの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると停電の原因となる場合があります。

電柱にカラスの巣を見つけたときは、北海道電力ネットワークまでご連絡ください。

○問い合わせ／中標津ネットワークセンター (☎0120-06-0674)

春の全国交通安全運動

○期間／4月6日(土)～15日(月)

○交通事故死ゼロを目指す日／4月10日(水)

○運動重点／

- ・こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ・自転車・電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ・飲酒運転の根絶
- ・スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

○問い合わせ／役場総務課交通安全係(2階⑬番窓口 ☎内線213)

標茶町既存住宅耐震改修等補助事業について

本町では地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減することを目的に、住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事・除却工事に対し、費用の一部を補助します。

○申請受付／4月1日(月)～9月30日(月)

申請に必要な書類を下記申請先まで持参または郵送ください。なお対象となる住宅や事業内容および申請に必要な書類は標茶町ホームページをご覧ください。

○補助の種類と補助金額／

- ①耐震診断補助…補助対象経費の2/3以内(上限8万9千円)
- ②耐震設計補助…補助対象経費の2/3以内(上限10万円)
- ③耐震改修補助…補助対象経費の23%以内(上限82万2千円)
- ④除却補助…補助対象経費の23%以内(上限82万2千円)

○申請先・問い合わせ／役場総務課交通安全係(2階⑬番窓口 ☎内線213)

町税などの夜間納付 相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。今月の窓口開設日は次のとおりですので、昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／4月30日(火)、午後8時まで

○場所／1階⑩番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係
(☎内線155)

固定資産課税台帳の 縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額などがほかの土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認できる制度です。(評価額の比較という目的以外での閲覧はできません)

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地(あるいは家屋)」という形での閲覧申請はできませんが「常盤〇〇丁目〇〇番」というように、その物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請をお願いします。

○手数料／縦覧期間内は無料(縦覧期間後は1回100円)

○縦覧期間／4月1日(月)～5月31日(金)

○縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係(1階⑨番窓口 ☎内線153)

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／町ホームページに掲載

○申し込み・問い合わせ／役場管理課契約管財係(2階⑭番窓口 ☎内線141)

忘れずに！ 上下水道の各種手続き

上下水道の使用状況に変更があるときは届出が必要です。印かんを持参のうえ、下記係までお越しください。

- ・水道の使用を始める・止める時(転入・転出など)
- ・町内で居宅(居室)の住み替えをする時
- ・使用者の名義が変わる時
- ・水道の使用用途が変わる時
- ・地下水を使用して下水道をご利用の方で、住んでいる人数に変更がある時

○問い合わせ／役場水道課管理係(2階⑮番窓口 ☎内線262)

浄化槽の維持管理

設置者(浄化槽管理者)には、次の3つの義務があります。水質基準に満たない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により30万円以下の過料が科せられる場合があります。浄化槽の設置・変更・廃止の際は、下記係に届け出をしてください。

①法定検査(水質検査)を受けましょう

②保守点検を受けましょう

③清掃を行いましょ

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係(1階③番窓口 ☎内線127)

「ふれあいカフェ」に 参加しませんか？

外出の機会が少ない高齢者の方や家族を介護している方を対象に「ふれあいカフェ」を開催します。身体を動かしたり、交流しながら楽しい時間を過ごしましょう。

認知機能の低下が気になる方も楽しめる内容です。また、介護や健康に関する相談もお受けしますので、お気軽にご参加ください。

○日時／4月24日(水)、午前10時～11時30分

○場所／社会福祉センター

○内容／軽体操、レクリエーション、介護相談など

○持ち物／飲み物(水分補給用)

○申込締切／4月17日(水)

※送迎の必要な方は、申し込み時にお伝えください。

○申し込み・問い合わせ／地域包括支援センター(☎485-1515)



「わかものフリー相談 会in標茶」開催

サポステは厚生労働省が設置する、15歳～49歳までの就職を目指す若者やそのご家族などの総合相談窓口です。

仕事や就職、将来のことなどについて幅広くご相談をお受けします。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

※相談料は無料です

○日時／4月12日(金)、午後1～4時(受付は午後0時30分より)

○場所／開発センター

○問い合わせ／くしろ若者サポートステーション(☎0154-68-5102)